## 承認第1号

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処 分について

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、地方自治 法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成28年2月22日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

平成27年12月28日

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市条例第53号

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例(平成27年山陽小野田市条例 第31号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち山陽小野田市税条例第51条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第1条のうち山陽小野田市税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 山陽小野田市税条例新旧対照表

改正後

(市民税の減免)

(市民税の減免)

# 第51条 (略)

- 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の氏名<u>及び住所又は居所(法人にあっては、</u> 名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)

(2) (3) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

### 第139条の3 (略)

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号 (行政

第51条 (略)

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

改正前

(1) 納税義務者の氏名<u>又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は</u>法人番号

(2) (3) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

### 第139条の3 (略)

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政)

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をい う。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者 にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) • (3) (略)

3 (略)

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。 以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、 住所及び氏名又は名称)

(2) • (3) (略)

3 (略)